

令和 8 年度第 1 回
神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

令和 8 年 9 月 3 日（木）

神奈川県 くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

午後 3 時 0 0 分 開会

○瀬戸担当課長 定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます犯罪被害者支援担当課長の瀬戸と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 9 名のうち 7 名の委員さんが会場で御出席、2 名の委員の方がリモートでの御出席となっております。今、空席になっております植田委員は 10 分ほどという御連絡がございましたので、後ほどお見えになります。リモートのほうも、山本委員は 16 時前後の入室予定となっております。

会議中に内部の記録用といたしまして写真撮影、録音をさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、初めにくらし安全防災局参事監の竹之内より御挨拶をさせていただきます。

○竹之内参事監 皆様、こんにちは。ただいま紹介いただきました神奈川県くらし安全防災局の竹之内でございます。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には日頃から県の進めております犯罪被害者等支援施策に多大な御支援、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、本県では平成 21 年 4 月に神奈川県犯罪被害者等支援条例を施行し、以後 5 年ごとに施策事業の指針として神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を策定の上、計画に基づいた様々な事業を展開しておりまして、現在は計画の第 4 期を推進中でございます。

今年は令和 6 年 3 月の第 4 期計画の中間年度に当たりますことから、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画をまとめて公表いたしまして、県民の皆様をはじめ市町村や関係団体などから意見を伺い、先般その結果が取りまとまったところでございます。

そして今回、有識者等の皆様で構成されます検討委員会において、これらの意見と併せてこれまで計画に基づいて実施してきた支援施策等につきまして検証を行っていただき、その検証結果を踏まえ、今後の県が行う施策に反映させていきたいと考えております。

検討委員会は、今回を含めまして年度内に計 2 回の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては神奈川県の犯罪被害者等支援施策の充実に向けてどうぞ忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

本日は本年度の第 1 回目で、前回から約 2 年半ぶりの開催となります。今回初めて委員となっていた方もいらっしゃいますので、まず、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

皆様の名簿を机上に配付させていただいております。名簿の順番に従いまして自己紹介をお願いしたいと思います。

お一人1分程度でお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 伊藤富士江と申します。よろしくお願いいたします。

前回の会議から参加させていただいております。

私は上智大学を退職しまして、ずっと被害者支援に携わってしまして、警察庁の犯罪被害者等施策推進会議の専門委員として第4次基本計画、それから今年4月から始まった第5次犯罪被害者等基本計画の策定に携わってまいりました。国の動きとしては、自治体を中核としたワンストップ体制を推進していこうという方針をつくるところにも参加しました。

専門は、社会福祉のソーシャルワークです。司法福祉も専門としておりますが、いろいろな経験や知識がここで少しでもお役に立てたらと思います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○滝沢委員 中央大学法科大学院で刑事訴訟法を担当しています滝沢誠と申します。

私は、大学に入ったときに犯罪被害者が裁判で阻害されている状況に非常に疑問を持ちまして、これまで主に刑事訴訟における犯罪被害者の地位と役割を研究してまいりました。その関係もありまして、伊藤先生とともに、警察庁の犯罪被害者等施策推進会議専門委員も務めさせていただいております。

制度の設計論に関心があり、被害者支援の現場の運用に疎いところもありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○天野委員 神奈川県弁護士会所属の弁護士の天野康代と申します。

弁護士会では犯罪被害者支援委員会の副委員長をしております。また、日弁連の犯罪被害者支援委員会では事務局長をしておりまして、今、伊藤先生、滝沢先生がおっしゃった施策推進会議にも日弁連推薦の構成員の随員としてたまに行って、お話を聞いて勉強させていただいているところです。

この会議は前回からになりますが、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○青木副主幹 植田先生はまだお見えになっていないので、Z o o mで御参加の勝島先生、自己紹介をよろしいでしょうか。

○勝島委員 Z o o mでの参加、失礼しました。

私は医師の立場から、被害者の方々を医療の立場で診させていただいているところです。今、青葉区にある江田記念病院に勤務しておりますけれども、何人かの患者を御紹介いただいて診ておりまして、お一人お一人大変な状況だなと感じているところですけれども、最近よく効く薬が出てきていまして、大分改善されている方が多いと感じておりまして、医療の果たす役割は大きいなと感じているところです。

よろしくお願いいたします。

○青木副主幹 勝島先生、ありがとうございました。

○渡邊委員 渡邊保と申します。

私は犯罪被害者遺族です。2000年10月に当時22歳の長女が殺害されて、3年後に犯人が捕まったら長女の中学時代の同級生ということで、無期懲役の刑で今、千葉刑務所に収監されています。

私は、被害者活動を3つの団体に属してやっています。新あすの会では国にいろいろと政策提言をして施策を充実させること、被害者が創る条例研究会では、地方自治体による犯罪被害者支援の充実を求めて活動しております。それから、あすの会が解散したときに、あすの会の会員を中心に立ち上げたにじの会というのがありますけれども、これは会員相互の親睦、それと問題点についてはやはり国に意見具申をするという形で、3つの犯罪被害者団体で活動しております。

そろそろ引退かなという思いも少し頭をよぎるんですけども、動けるうちはやろうということで、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○石床委員 川崎市役所の地域安全推進課長の石床と申します。

私、今年4月に着任いたしましたして、本会議への参加は初めてになります。

川崎市も犯罪被害者支援条例を制定して、ちょうど5年がたちますけれども、県の皆さんですとか被害者支援センターの皆様のお力添えで被害者支援に臨んでいるところでございます。少しでも被害者の力になればと思いますので、皆さんぜひよろしくお願いいたします。

○押切委員（代理：小野寺） 茅ヶ崎市の市民相談課の小野寺と申します。本日は、委員である課長の押切が議会对応による欠席で、代理で参りました。よろしくお願いいたします。

私自身、実は17年前にも今の市民相談課にいました。その頃にこの被害者支援の相談の立ち上げ、また、多分その頃にサポートステーションも立ち上げというところだったと思います。その頃から都合7年間、担当者として携わって、渡邊委員から条例を創る会のお話が出ましたけれども、その立ち上げの第1回目のときに、たしか都内のどこかの大学に行って一緒にお話を聞いた記憶がございます。

いざ何年かぶりに戻ってみると、条例はできているわ見舞金の制度は全部できているわというところで、全て整った状態で今年4月に戻ってきて浦島太郎状態ですけれども、一人でも、そういった被害に遭われた方に寄り添いながら支援をしたいと思っています。

本日はよろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 植田委員、自己紹介をよろしいでしょうか。お願いいたします。

○植田委員 遅くなりまして申し訳ございません。神奈川県産科婦人科医会の女性保健部を担当しております植田と申します。よろしくお願いいたします。

産婦人科のほうでは、証拠採取ができる病院が今年、4件目ができたかなと思いますが、まだまだ体制が不十分ですので、看護師、助産師でそのような活動に参加してくれるスタッフ等と一緒に産婦人科医会も協力して、今後も支援を続けていきたいと思っています。

また、協力医療機関、「かならいん」からの紹介の患者さんを受ける協力医療機関のほうも充実させていきたいと思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました参事監兼くらし安全部長の竹之内でございます。

○竹之内参事監 竹之内です。よろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 隣が警察本部警務部警務課被害者支援室副室長の鈴木でございます。

○鈴木副室長 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 オブザーバーとしまして、神奈川被害者支援センターの内田副所長でございます。

○内田オブザーバー 神奈川被害者支援センター副所長の内田でございます。

当支援センターの所長が6月に体調不良で退職いたしまして、現在、民間から相模原商工会議所副会頭の原幹朗を招いておるところでございますが、本日は所用で参加できませんで、私は代理の代理の代理ということで一体どんな立場かということでございますが、被害者支援の現場を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

○瀬戸担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして次第2、座長選出でございます。

参考資料1「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」を御覧ください。

要綱第4条第1項で「検討委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されております。

どなたか御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○石床委員 国の犯罪被害者支援の検討会の座長の御経験もあり、国や本県の被害者支援に精通しておられる伊藤委員に座長をお願いしてはいかがでしょうか。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員 恐縮です。微力ですが、務めさせていただきたいと思います。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員に座長をお願いすることに御賛同いただける方は拍手をお願いできますでしょうか。

(拍手)

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

皆様の御承諾をいただけたということで、伊藤委員に座長をお願いいたします。

伊藤委員、恐縮ですが、座長席に御移動をお願いいたします。

以後の会議の進行は、要綱第4条第2項により座長をお願いいたします。

○伊藤座長 では、座長を務めさせていただきます。

最初に御説明がありましたように、第4期の計画の中間年度ということで、この検討委員会を通して施策の総合的な検証を行うと伺いました。

限られた時間ですが、皆様から積極的に御意見をいただいて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、要綱第4条第3項で「座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されているため、私から指名することによろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤座長 それでは、滝沢委員に座長代理をお願いしたいと思います。

滝沢委員、よろしいでしょうか。

○滝沢委員 謹んで引き受けさせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

では、議題に入る前に、会議及び会議結果の公開等について事務局から説明をお願いいたします。

○青木副主幹 事務局の青木でございます。

まず、会議及び会議結果の公開につきまして御説明します。

資料は参考2でございます。画面にも表示してございますので、適宜御覧いただければと思います。

まず1番目ですけれども、本委員会につきましては、原則として公開で行うこととしたいと考えております。ただし、特定の個人が識別されるような議題であったり情報に関して、公開することによって委員会の運営に支障が生じるおそれがある場合には、座長が委員会に諮った上で、この委員会の一部または全部を非公開とすることができるものとしてしたいと思います。

続いて2番目ですけれども、委員会の傍聴に係る細部の取扱いについてということで、こちらは裏面の別紙に記載してございます傍聴要領のとおりでございます。

3番目と4番目ですけれども、委員会の結果の公表に関する規定でございます。まず、会議速報ということで、原則としまして会議の翌日に、会議の議題と結果の概要を記載した情報を県のホームページで公表いたします。そして、会議終了後3週間をめどに委員の発言内容を記録した議事録を作成いたしますので、その議事録と、配付させていただいております会議資料を併せて公表させていただきます。

ただし、最後のところに書いてございますとおり、これも会議と同じように、運営に支障が生じる情報については資料、議事録も含めて一部または全部を非公開とすることができるものとしてしたいと思います。

会議の結果の公開について、説明は以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの説明で何か御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に異論がなければ会議及び会議録は公開とし、発言者名についても公開させていただくことにしたいと思います。

また、参考資料2別紙の傍聴要領により本検討委員会の傍聴を認めることとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤座長 では、本日、傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

○青木副主幹 傍聴希望者はいらっしゃっていません。

○伊藤座長 それでは、本日の会議は傍聴者なしということで進めたいと思います。

続きまして、議題に入らせていただきます。

議題は2つございまして、まず(1)が神奈川県の子供被害者等支援、(2)が神奈川県の子供被害者等支援施策の実施状況についての意見募集結果となります。

まず事務局から説明していただいて、その後で委員の皆様から御意見をいただく形で進めてまいりたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○瀬戸担当課長 資料１（Ⅰ）に基づき説明。

○大廣主幹 資料１（Ⅱ、Ⅲ）に基づき説明。

○青木副主幹 資料１（Ⅳ）に基づき説明。

○斎藤主事 資料２に基づき説明。

○伊藤座長 ありがとうございます。

なかなか細かく詳しい意見がいろいろと寄せられたようですけれども、丁寧に整理していただいて回答案も考えてくださって、ありがとうございます。

それでは、今、４時をちょっと過ぎたところですが、残りの時間を使って、今、事務局から説明を受けましたことについて御意見、御質問などお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

そうですね、では、順番でいきましょうか。最初に説明していただいた被害者支援制度の概要、それから新たな取組に関して、何か御意見、御質問ございますか。その後で取組の実施状況について伺いたいと思いますので、まず、最初に説明していただいた支援制度の概要と、令和６年度以降の新たな取組についてお願いいたします。

○天野委員 天野から質問させていただきます。

先ほど市町村の取組支援で市町村支援専門コーディネーターの配置という御説明をいただいたんですけれども、この方、２名いらっしゃるということですが、どういった属性というか、専門職なのかとか。また、具体的な活動は検討会議へのオブザーバー参加であるとか市町村への助言ということですが、今後、特化条例が大分整備されてきて、その後、多分フェーズが変わると思うんですけれども、その後のコーディネーターの役割としてどういったことを想定されているのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

お願いします。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

コーディネーターの属性につきましては、福祉職の資格のある方で、これまで相談業務等に従事された実務経験をお持ちの方を配置しております。

また、特化条例制定後の今後のことでよろしいですか。

○天野委員 そうですね。

○瀬戸担当課長 おかげさまで、各市町村でもほぼほぼ特化条例を策定していただいている状況になります。おっしゃるとおり、ここでフェーズが変わって考えています。

その後、この市町村コーディネーターをこのまま置くのかについては、一方で、特化条例ができました、それを運用していかなければいけないということがあります。市町村の方々に対して県が何か助けられること、支援ができることは、運用面でいろいろ出てくる。逆に条例ができたことによって運用面で今後、例えば先んじ

て条例をつくっている市町村等との情報共有であるとか、本当にできたばかりでどうしたらいいか分からないみたいなところについての支援ができれば、そういうことは増えるのではないかということがある一方で、市町村コーディネーターというのは、メインは特化条例を策定するためのお手伝いをしますということで置いているものですので、これは改めて役割を整理する必要があると考えております。名称、役割を含め、今後整理が必要な部分と考えてございます。

○天野委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ほかに、いかがですか。

○渡邊委員 この第4期の計画策定に当たっていろいろお願いしたんですけれども、1つは学校教育における被害者支援というか。ちょっと文言が変わったんですけれども、児童に対する配慮という形でそれが条例に入ったことは非常に嬉しく思います。

それから、神奈川県は貸付金制度しかなかったんですけれども、やはり今の時代、貸付金ですと利用者もほとんどいないし、見舞金、支援金、名称はどちらであってもやってほしいという意見を述べましたが、実施していただいた、しかもよその都道府県と比べても本当に胸を張れる金額で設定していただいたということで、私、今、東京都内の2つの区で条例策定の委員をやっているんですけれども、そこで東京都の担当課長が来たときに「東京都は併給を認めないとはいかがなものか。しかも天下の東京がたった30万円じゃないですか。神奈川県は70万円ですよ」ということで神奈川県のことを大いに持ち上げてきた実績もあるんですけれども、そういう形で、神奈川県が非常に先進的に被害者支援をやっていることは嬉しく思っています。

その中で1つ、最近聞いた話が、先ほどの御説明で「かならいん」は県が全てやっているという話だったんですけれども、何か支援センターに委託をしたとかするか、そのような噂も聞いたんですけれども、その辺はどうかのかが1つ。

それから、サポートステーションということで、ほかの都道府県にはない形で非常にいい支援をしていただいていると思うんですけれども、サポートステーションの支援から漏れるケースが結構あるのではないかという気はするんですよね。1つは、親族間の犯罪等ですとほとんど誰からも手が差し伸べられない。横浜市ではちょっと手を差し伸べているという話も聞きますけれども、それはサポステでは全く駄目なのかということ。

また、支援センターでは18罪種しか手を出さない、やらないという話も聞いているんですけれども、それ以外で支援に当たった実績があるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○瀬戸担当課長 まず、「かならいん」の委託の関係ですけれども、先ほど県がやっていますというお話をしましたが、相談員と付添支援については一部委託をしております。ただ、県の職員もいる中でスーパーバイズしながらという感じにはなりますけれども、委託をしております。

サポステの支援については、具体の支援メニューのお話と、相談を受ける相談対応というところの2つあると思うんですけれども、まず相談を受けることに関して

は、相談は全てお受けして、今、漏れるとおっしゃった罪種的に支援ができないだとかそういう場合についても、例えば市町村であったり法テラスであったり、そういう可能な支援機関をお伝えする。相談については漏れはないと思っております。

支援のほうは、例えば見舞金の支給に当たって親族間の犯罪であると、今、支援についてはちょっと検討するというか、結局、同一生計の問題等もありますので、検討することにはなっております。

罪種も当然、具体の支援メニューにつなげる場合には一定程度、限られた資源をどう配分するかということもありますので、どんな犯罪でも、どんな被害でもというわけにはちょっといかないところがありますので、要件を定めて具体の支援につなげさせていただいているところです。

これで答えになっていますでしょうか。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤座長 そうすると、親族間の場合、遺族見舞金が出ない場合もあるということですか。そういう理解でよろしいですか。

○瀬戸担当課長 そうです。

○伊藤座長 その辺、慎重に、一律に「親族間の犯罪だったから出ませんよ」ではなく、多分いろいろな状況があると思うんですよね。もう夫婦関係が破綻していたような場合とか、特に殺人事件は最近ほとんど家族間が多いと耳にしますので、一律に「出ませんよ」という話ではなく、国でやっている給付金もそういう方向に流れていますので、ケースごとに慎重に検討していただけるといいのかなと思います。

○瀬戸担当課長 すみません、補足させていただいてもよろしいですか。

今の見舞金のお話ですけれども、親族間でも支給した事例はございますし、基本的には支給「しないことができる」規定になっておりますので、そこでの検討をしておりますという答えでございます。

○伊藤座長 分かりました。では、そのようにお願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。どんなことでも。この辺が気になりましたとか、もっと詳しく説明してほしいですか。

○滝沢委員 御説明ありがとうございました。

資料1の7ページ、支援の実施のところで核となる産婦人科医療の③証拠採取等で、現在、令和8年から4か所ですけれども、それは具体的にどの辺りかを教えていただきたいのと、多分これは今後増やしていくことになると思うんですけれども、どの程度まで増やしていこうとお考えなのか、2点をお願いします。

○瀬戸担当課長 まず現状ですが、横浜と横須賀と県央のほうと鎌倉と、今、4医療機関ございます。いわゆる医療圏域みたいなところに置いていくのがまず最初の目標でございます。県西部ですとか相模原、川崎辺りにまずはあると、ある程度網羅できるのかなということがございます。

やはり証拠を維持したままその医療機関まで行っていただく必要がありますので、近いにこしたことはないというのがございます。本当にもう「そのままでいてください」という感じになってしまうので、遠方まで行くのは被害者の方にとっては非常に負担感が大きいことだと思っておりますので、最終的にはなるべく近くの医療機

関でそれが可能なようにとは思っておりますが、まだまだこれからというところかとは思います。

○滝沢委員 わたし的には、多分1つの警察署の管轄区域に1個ぐらいあると一番便利で、被害者の方にとっても負担が少ないのかなと思うんですけども、ただ、協力してくれる医療機関というのもあるので、できる限り多くすることが好ましいのではないかと思います。

どうもありがとうございます。

○伊藤座長 もし植田委員から補足等ありましたらお願いします。今の件についても結構ですし、ほかの件でも。

○植田委員 そうですね、最初の証拠採取の病院が決まったときは、採取した検体をその病院で保管しなければいけなかったんですけども、その後、県警との関係で、本当に「県警、ありがとうございます」ということなんですけれども、検体を県警で保管していただくことになったんですね。そのため病院側の負担が少なくなって、恐らくこのように増やすことができたのではないかと思います。

また、産科婦人科医会が頑張ったというよりは、病院側の理解が広まってきたようで、病院と県で契約していただいて、それを産婦人科医が現場で支えるような形になってきて産婦人科医の負担も少なくなっておりますので、今後どんどん広がってほしいなと思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

今、負担という話が出ましたが、そういうところがやはり連携、県警から出たというのは進める上で1つ大きな要因になったようですね。

○植田委員 県警には本当に感謝しています。

○伊藤座長 連携が大事だということだと思います。

よろしいですか。ほかの件でも何かあれば。

○植田委員 大丈夫です。

○伊藤座長 では、今、せっかくお医者さんからお話がありましたので、リモートで御参加の勝島先生、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

勝島先生、いかがですか。

○勝島委員 経済的支援について神奈川県さんには非常に頑張っていて、よかったなと思っておりますが、今回の会議が県主催ということもあるんですけども、医療の立場から、特に精神科の立場からしますと県警の公費負担について非常に関心があります。通常のカウンセリングについて、先ほどの数字を見ますと心理の先生方には非常に頑張っていて、いろいろなトラウマにさいなまれている方々の心理支援をされているんだなと考えておりますし、先生方からいろいろな話は伺っているところです。

ただ、そうは言いましても、やはり医療機関の受診が必要な方もいらっしゃるのとは確かで、私のところにも何人かいらしていますけれども、精神科はそうでなくても敷居が高い中で、かつ医師に対して事件のあらましをいろいろ話すのは非常に抵抗があるという方もいらっしゃるとお聞きしています。

そういう意味でも医療費の問題、県警の公費負担については、そういう敷居が多

少しでも下がるのかなと感じているところです。

今日は県主催なので、そういった御報告はいただけないのではないかと思います。が、実際に県警の公費負担、例えば相談者の実績みたいなものですとか医療機関、相談されている方の実績とか県警の公費負担に協力している医療機関の実績とか、そういったものを参考までに教えていただけるとありがたいんですけども。

また、今回の資料を見ますと、神奈川県犯罪被害者等支援ということで県の支援なんですけれども、受け手の被害者の方々からすると、資料の4ページにありますようにサポートステーション、県と県警と民間支援団体の三位一体の支援が神奈川県の場合、売りなわけで、この3者からの支援、総合的にどのように被害者の方に県全体としてできているかみたいな資料があるといいのかなとちょっと感じているところです。

事務局にとっては大変な作業になってしまうと思いますけれども、これはあくまでも意見です。県警のどなたかで数字、実績が分かれば教えていただけるとありがたいです。

○鈴木副室長 すみません、県警では今日、ちょっと数字をお示しできるような資料を御用意していませんので、この場で「こうです」とお答えができない状況です。

○伊藤座長 では後日、資料として提供できるものがあったら提供していただくという形をお願いします。

○勝島委員 何かの折にでも教えていただければと思います。

○瀬戸担当課長 もう一点の、県と県警と民間支援団体がどのように被害者の方につながっているのかという、資料上どういうふうにというところをちょっとお伺いできればと思ったのですが。

○勝島委員 意見だけです。特にそれについて答えは要りませんので。そういう資料があるといいかなという意見だけです。

○瀬戸担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○伊藤座長 先ほど新たな取組とか支援制度の概要についてと申し上げましたけれども、取組の実施状況に関してでも結構です。何か御意見あったらお願いいたします。

○天野委員 この実施状況を拝見いたしまして、私も、Aになっている11ページの特別休暇制度、こちらをぜひとも実現していただきたい。

実は私が支援した方の中にも、被害を受けたときは学生だったんだけど、新卒で入ったものだから有休がなかなか取れなくて、尋問の日程調整がすごく難しく、私も間に入って結構苦労した件がありましたので、このような推進は本当にお願いしたいと心から思っているところでございます。

もう一点、障害のある方に関しても、被害者の中には障害のある方も多くいらっしゃるって、こちらはCということで、今後の取組の参考とするということなんですけれども、こちらにつきましても、これだけ意見もありますので、前向きに御検討いただけたらと思った次第です。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

○伊藤座長 よろしく申し上げます。

○石床委員 取組の実施状況の25ページ、「かならいん」の電話相談件数の実績については、令和3年度から7年度まで多少の凸凹はあるけれども大きく増減していない中で、27ページの「かならいん」の支援件数については令和3年度から令和5年度に比べて令和6年度から大幅に増えていて、多分令和3年度の4倍ぐらいに増えている。要は相談件数がほぼ変わっていない中で支援件数が4倍に増えたことについて、要因とかそういった部分の分析等はしておられますでしょうか。

○大廣主幹 相談はフラットだけれども、支援件数が増えていることについてですね。

○石床委員 そうですね。相談から支援につながった割合が大幅に増えているのは、何か変化があったとか、そういった分析があるのかどうかということですが。

○佐藤主幹 相談の中で、特に最近、子供の被害の相談で、親御さんからの相談が増えてきておりまして、被害者の方、御本人様の相談のときは、やはりためらいがあったりお電話の回数が増えたりしますが、親御さんの場合は、1回の相談ですぐに「支援をお願いしたい」という方が多くいらっしゃいましたので、何回も御相談いただく方が少し減って、親御さんからの御相談が増えてきていることも一つの要因で、相談件数は変わらないけれども、支援がすごく増えてきている、支援の中でもお子さんの被害者の支援件数が増えているところはあると思います。

○石床委員 裏を返すと、令和3年度から令和7年度で延べ件数はほぼ横ばいだけれども、相談者数は増えているということですか。

○佐藤主幹 そうですね。新規の御相談の割合は増えてきていると思います。

○石床委員 それから、LINEによる相談を始められたと書いてありますけれども、これは何件ぐらい相談があるんですか。

○佐藤主幹 令和7年度で355件です。LINE相談は令和6年7月から始めているので、令和6年度よりも7年度のほうが割合的には増えてきている。

また、先ほど少し御説明しましたが、電話の場合には親御さんからの相談が多いですけれども、LINEの場合は10代でも御本人からの相談が多いということのも特徴かと思います。

○石床委員 ありがとうございます。

○竹之内参事監 補足でよろしいですか。

令和6年度からですので、恐らく電話相談に加えてLINE相談の件数も入ってくるのかなということですので、件数的にはやはり増えてきている。

それから、令和5年に刑法改正があった関係で、実際に被害に遭われた方が過去のことなどを含めてもろもろの御相談がより具体的に増えたといったことも少なからずあるのかなと思っております。

○石床委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 今、リモート出席の山本委員が入室されたそうです。

山本委員、御挨拶いただけますでしょうか。

○山本委員 遅れて申し訳ありません。山本です。よろしくお願いいたします。

このまま質問してもよろしいですか。時間が限られますので。

○伊藤座長 お願いします。

○山本委員 先ほどのお話を聞いて、すみません、途中なのでもし合っていなかったら御訂正いただければと思いますけれども、いろいろ施策も進められ、件数等で実績も出ているので、評価として見える形なのでとてもよいと思います。

一方、これからその内実を捉えていくことが重要なとも考えていますので、この相談件数が一体どのような支援につながっているのかといったアウトカムの部分の流れを、相談があって、そのうち何件がちゃんと支援につながって、医療的な支援を受けたり弁護士や心理につながったみたいなの、そういうアウトカムのところがあると、より適切な評価と計画につながるかなと思いますので、もしそれがまだでしたら、また次の機会にでも教えていただければ幸いです。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

1点ちょっと難しいところはございまして、まず相談を受けて、そのお話を伺うことも一つの支援という面もありますので、相談が必ずしも具体的な支援メニューに結びつくものではないということも含めて、そこを数値的にというのがちょっと難しいところかなとは思っております。

○山本委員 私、SARC東京でも理事をしているんですけれども、相談は必ず1回でつながるわけではないというのはおっしゃるとおりですけれども、何回か重ねていって、やはり具体的な支援が必要というところで面談をして、そしてその面談の結果、医療的な支援とか弁護士支援とかというのは——性犯罪・性暴力の場合ですけれども——その被害を受けた方の特徴とか犯罪の類型とか必要な支援に関わってくるんですけれども、でも、そのつながりが見えてこないと必要なパッケージも見えないと思うんですね。

例えば外国人の方の相談もありますけれども、例えば東京に観光で来ているときに被害に遭ったり、住んでいる留学生が被害に遭ったり、そういうときに通訳が必要だったり、それを支援パッケージとして組み立てていくとか、児童の被害の場合には学校とか児童相談所との連携とか、何かそういうつながりがないと支援パッケージを組み立てにくいかなと思うので、可能であればその方向が今後、分かるように、支援の行く末を結果として捉えていけるとよりよいのではないかと思います。

○瀬戸担当課長 ありがとうございます。

○伊藤座長 では、参考にしていただくということで。

ほかに、いかがですか。

まだ御意見をいただいていない茅ヶ崎の小野寺代理は、いかがでしょうか。

○押切委員（代理：小野寺） では、せっかくなので。

私はちょっと視点を変えて、先ほど資料1で周知啓発のボランティアのお話が出たと思いますけれども。

○瀬戸担当課長 10ページですかね。

○押切委員（代理：小野寺） そうですね、10ページです。

普及啓発ボランティアは今、実際に登録されている方が何人ぐらいいらっしゃるのかと、どういう形で募集されているのか、また、今後どういう形に発展していく予定があるのか伺えればと思います。

○瀬戸担当課長 研修の際に研修の御案内をホームページですることによって、そ

れがイコール募集になっているということと、今、登録いただいているのは125人になります。

○押切委員（代理：小野寺） ありがとうございます。

○伊藤座長 その登録は単なる登録ということで、実際に活動しておられる人数はまた別という感じですか。

○奴賀主事 そうですね。毎年1回名簿を精査して、直近で活動のあった方のみ登録させていただいている状況で、毎年125名全員が何か活動されているということではありません。

○伊藤座長 ありがとうございます。
よろしいですか。

○押切委員（代理：小野寺） ありがとうございます。

○伊藤座長 今、ボランティアの話が出たのでちょっと話させていただきます。

私もボランティアについては関心を持っていて、というのはある支援センターの話で、最近本当にボランティアが集まらなくなったと聞きました。「ちょっと前までは数十名パッと集まっていたのが、今年はゼロですよ」といった話をなさっていたから、何か今、そういう現状にあるのかなと思いましたので。

神奈川県の場合、こんな形で登録制度を取ってやっておられるのはいいことだと思いますけれども、例えば若いボランティアを確保するためにしていращやる工夫とか、今後こういう工夫をしたいといったことがあれば検討していただけたらと思います。

今、いろいろなボランティア活動があるなかで、被害者支援となると難しいと捉えてしまう人が多いとも思いますので、1点言わせていただきました。

ほかに、いかがでしょうか。

○渡邊委員 市町村の条例の制定状況については非常に関心を持って見ているんですけども、令和6年で神奈川県内33のうち9だった。それが今年になって28に増えたということは、市町村コーディネーターが一生懸命頑張って働きかけていただいた、その結果だとは思いますが、ここまで来てまだ5つ制定していないというのは、どこなのかは明かせますか。

○瀬戸担当課長 おっしゃるとおり、さすがにもう県内で5つとなってまいりましたが、ただ、今、何の検討もしていませんというところは聞いておりません。皆さん何らかの制定に向けて進んではいращやいますので、その点では、どこかだけが残ってしまうという状況は今のところないと思っております。

○渡邊委員 私たちも条例研究会ということで活動しているんですけども、東京都と神奈川県が非常に後進地域だったんですよね。そして神奈川県はどんどん進んできた。東京もやっとエンジンがかかってきたという感じであちこちで条例制定が始まった実態があるので、やはり遅れていると何か嫌だという思いがあるので、できれば神奈川県も「33のうち全部できました」という報告をしたいという思いがあるので、これからも強力に推し進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○伊藤座長 ほか、いかがでしょうか。

オブザーバーとして御参加の内田副所長、何かありましたらお願いします。

○内田オブザーバー お話がありましたので、ボランティアさんと条例の関係でちょっとお話をさせていただきます。

今、支援センターで提供させていただいている専門的な支援は、電話相談と直接支援と法律相談とカウンセリングの4本柱になっているんですが、このうち面接相談と直接支援はボランティアさん中心に行っていて、まさに民の力の結集ではないかと思っております。現在、支援センターでは56名のボランティアの方に電話相談と直接支援に携わっていて、経験を積んでいただいているので、その方たちが少なくなっているという傾向は全くございません。非常に活躍していただいている。

もう一点、条例についてですが、条例ができますと、やはり各市町村の支援メニューが結構問題になってまいります。先ほど、県の支援から漏れてしまうというか狭間に入ってしまうものとか、いろいろな問題がありますけれども、後発の条例においてはそういったものをできる限り補っていただきたいというのが私どもの希望です。

支援センターは、条例を制定している28の市町村のうち20近く——20を超えていますね——の自治体の方と契約もしくは協定を結ばせていただいております。それはカウンセリングを提供するという協定です。今、カウンセリングのニーズが非常に高まっている、特に低年齢化が進んでいる中でカウンセリングのニーズが高まっていて、専門性を要求される中にありまして、条例の中にはできる限りカウンセリングなりの項目を入れていただいて、当支援センターと協定ないしは契約を結んでいただけると、よりきめ細かな支援が提供できるのではないか、このように考えているところですので、御協力をいただけましたら幸いです。

こういったところでよろしいですか。

○伊藤座長 ありがとうございます。

もう時間も少ないんですけれども、これだけは言っておきたいとか。

○植田委員 サポートステーションの支援の約7割が性犯罪被害者ということで、これからますます増えるのかなと思います。先ほど小・中・高校生へのハンドブックの配付やリーフレットの配布がありました。去年は小学校4年生から6年生でしたけれども、今年度は4年生対象に小さなリーフレットを配付していただいたということで、ますますそのような活動を続けていただければと思います。

あれは県のホームページでPDF等で見ることができますか。

○瀬戸担当課長 はい。

○植田委員 では、ぜひそこら辺、私たち神奈川県産科婦人科医会も学校で性教育をやっていますので、その中でこんなお話も入れていきたいと思っています。

今日は本当にありがとうございました。

○伊藤座長 ほかに、よろしいですか。

すみません、司会なんですけれども一、二分いただいて、意見を述べさせていただきます。

資料1の5ページ、サポートステーションの支援の流れのところなんですけれども、

今、国が考えているのは、ある一定の犯罪被害の場合、支援調整会議を必ず開いてね、そしてその運営は県が担ってほしいということで提示しているわけです。そこにおいて、被害者支援コーディネーターを置いてくださいということをお願いしているのですが、この図だとその辺が見えてこないように思います。神奈川県さんも先進的にやっておられるので、まさにこの三者合体ですと行っていることはとてもいいわけですが、今、言ったような体制がやや見えにくいです。御説明いただくか、あるいは時間の関係もあるので後日文書でいただいてもいいんですが、お願いいたします。

○瀬戸担当課長 支援調整会議につきましては、県主催で実施しております。

コーディネーターにつきましては、県職員がイコールコーディネーターという形で運営しております。なので、その市町村の支援の状況であるとかそういったものも一体的に把握して、つなげさせていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

○伊藤座長 分かりました。では、ワンストップということで国が進めている流れにも沿っているということですね。コーディネーターの働きもすごく大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

今日、皆様からいただいた御意見の反映については事務局で検討していただいて、必要に応じて個別に相談させていただきながら、次回の検討委員会で事務局案として中間検証結果報告書（案）を示していただけるということです。そして次回の委員会で審議をすることになっています。

それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山本委員 すみません、遅れて参加して議論に参加できなかったもので、重複したら申し訳ありませんけれども、意見書などをここで。改行スル

○伊藤座長 今日、ここで述べ切れなかった意見を文書として提出する形でよろしいかということですか。

その点、事務局はどうでしょうか。

○瀬戸担当課長 お出しいただければ、また委員の方々とも共有させていただいて必要な回答をさせていただきたいと思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。

事務局でそのように取り計らってくださるということです。皆様方も、今日は時間が限られておりましたので、「実はこのことを言いたかったんだ」といったことがありましたら、メールか何かでよろしいですか。

○瀬戸担当課長 はい。

○伊藤座長 メールか何かで事務局に出すということで、1週間ぐらいの間がよろしいですね。

○瀬戸担当課長 はい。

○伊藤座長 それで事務局のほうで整理して、私どもと共有、回答もいただくことにしたいと思います。

では、議題（３）その他として、事務局から何かございますか。

○青木副主幹 先ほども御説明しましたがけれども、次回、第２回目は11月中旬頃、書面会議をさせていただきます。その際に、中間報告書を議題として御議論いただければと思います。追って御連絡差し上げます。

もう一点、事務的な話で、今日の皆さんの御発言の議事録は、来週あたりに皆さんに展開させていただいて、確認していただきます。ちょっと期限が短くなってしまうかもしれませんが、御協力のほどよろしくお願いします。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、今日の議題はこれで終了とさせていただきたいと思います。

議事進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

午後４時５７分 閉会